

## 公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市議会議長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年10月28日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：総務部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	審議会等事務	久留米市表彰懲戒諮問委員会について、市ホームページ上で会議資料等が公表されていない。	指摘を踏まえ、市ホームページ上で会議資料等を公表しました。今後は適正な事務に努めます。
指摘事項	契約事務	久留米市ふるさと納税記念品に関して、本年度の契約書がないまま、購入が行われているものがある。	指摘を踏まえ、直ちに契約書を取り交わす手続きを行いました。今後、契約の方法等を含め、事務の適正化に努めます。